

「小坂井地区公立保育所の整備方針に関する説明会」

質 疑 応 答 議 事 録

●小坂井北保育園（在園児の保護者対象）

令和元年 9 月 3 日（火）

第 1 部 15：00 から 出席者 14 名

第 2 部 17：00 から 出席者 8 名

【質疑応答】

問 1）運動会の時期が仮設園舎への引越し時期の前後どちらとなりますか。

答 1）可能であれば小坂井北保育園で運動会を行いたいと思っておりますが、設計の中で対応が可能か検討します。

問 2）合同保育中も含めて、民営化後も延長保育は継続されますか。

答 2）現状の水準は最低限維持するよう民営化の条件とする予定です。

問 3）小坂井西小学校区の児童数が減少していると説明がありましたが、延長保育を利用するために西小学校区の児童が小坂井北保育園を利用している影響ではありませんか。

また、西小学校区の児童数の方が、小坂井東小学校区と比較して多いという認識でいるが、現状はどうですか。

答 3）西小学校区から小坂井北保育園を利用しているケースはありますが、従来は西小学校区の方が多かった児童数が、近年では東小学校区が逆転する傾向にあり、西小学校区の児童の減少傾向が見られます。

問 4）小坂井東保育園の遊戯室のエアコンが故障したままと聞ききましたが、今回の件と関係がありますか。また、使用不可となっている遊具についても同様ですか。

答 4）エアコンについては、修理部品が確保できず夏季に修理が間に合わなかったことが原因で、本件とは関係ありません。令和 2 年度の夏季までに対応します。また、令和 2 年度には全ての保育室にエアコンを設置する予定です。

遊具については、30 年度に点検の基準を変更したところ、他の公立園でも多くの遊具が使用できない状況となっておりますが、順次改善を図っていきます。

問 5）仮設園舎で園庭は確保されますか。

答 5）小坂井東保育園の園庭・プールを共同で使用するなど、園庭確保の検討を行う予定です。

問6) 民営化後、現在の保育士の勤務先はどのようになりますか。

答6) 正規職員については、公立他園へ異動します。

臨時職員及びパート職員は、本人の希望により、民営化後も引き続き小坂井北保育園に勤務できるよう法人と雇用についてマッチングを図っていきます。

問7) 園の名称はどうなりますか。

答7) 未定です。

●小坂井生涯学習会館（小坂井東保育園在園児の保護者対象）

令和元年9月4日（水）

第1部 15:00 から 出席者 14名

第2部 16:30 から 出席者 9名

【質疑応答】

問1) 建替え後の定員はどうなりますか。

答1) 3歳未満児の定員は拡充しますが、3歳以上児は大きく変更はしないため、概ね3歳未満児の拡充分、総定員が増加します。

問2) 小坂井北保育園が仮設園舎として小坂井東保育園の近接地を利用する際、駐車場は確保できますか。

答2) 課題として認識しています。近隣の土地を借用するなど、対策を検討します。

問3) 建替中の園庭はどのように確保されますか。

答3) 建替中も、現在の園庭の一部を使用できないか今後の設計で検討します。

運動会は、令和4年度は、南山グラウンドや小坂井東小学校等近隣の公共施設を利用できるよう調整します。令和5年度は建設が間に合えば、新園舎で運動会が開催できる可能性もありますが、今後の設計で検討します。

問4) 他市の保育園から転園してきましたが、前園と比較して保育室が狭く感じます。更新後はどうなりますか。

答4) 1人あたりの面積は、設備基準に基づいているため更新後も現状程度を基本とします。延床面積は未満児の拡充分が増加するため、今後の設計で2階建も検討し、園庭の確保に努めます。

問5) 駐車場の台数があまりないが、工事車両が増えることで危険性はありませんか。

答5) 小坂井生涯学習会館が解体されることで、新たな駐車スペースができます。

また、工事業者の駐車場所は、園の送迎用と錯綜しないよう調整します。

●小坂井中保育園（在園児の保護者対象）

令和元年 9 月 12 日（木）

第 1 部 15：00 から 出席者 22 名

第 2 部 17：00 から 出席者 14 名

【質疑応答】

問 1）昨年から多くの遊具が使用できていませんが、令和 2 年度の大規模改修に含まれますか。

答 1）現在、現行の予算で対応できるものについては修繕等を進めています。また、令和元年度中に遊具の配置計画の策定を行い、策定された計画に基づき令和 2 年度以降に遊具の整備を行う予定です。

問 2）園周辺が小坂井西小学校区の通学路となっているが工事車両が通りますか。

答 2）大型の工事車両は見込んでいませんが、車両の出入りはあります。

問 3）工事情報の周知方法はどのようにしますか。

答 3）必要に応じて保護者への通知、町内会、小学校及び子ども会へ連絡を行います。